

石綿健康被害救済法  
特別遺族年金の受給権者の住所・氏名変更届  
特別遺族年金の払渡金融機関等変更届

※ 帳票種別  
39580

死亡労働者等の氏名  
支給決定を受けた労働基準監督署名  
労働基準監督署

変更処理  
①枚目 ②枚中  
※  ※

二、で表示された枠  
折り曲げる場合には折  
り曲げマークの所で折  
り曲げて下さい。

必須項目  
③年金証書番号  
管轄局 | 種別 | 西暦年 | 番号  
④死亡労働者等生年月日  
治正和成和  
1 明大昭平令  
3 5 6 7 9  
元号 年 月 日  
⑤枝番号

○住所を変更した場合

(個人番号を未提出の方其住民票の写しの添付が必要です、裏面注意書きを参照ください。)

以下、「記入枠」という。に記入する文字は、  
光学的文字読取装置(OCR)で直接読取を行うので、この用紙を汚したり、  
穴を開けたり、必要以上に強く折り曲げたりしないでください。

変更後の住所  
⑥郵便番号  
⑦電話番号  
市外局番(右ヅメ) - 市内局番(右ヅメ) - 番号  
市外局番も記入してください  
⑧都道府県コード  
※   
⑩住所1(漢字)  
⑪住所2(漢字)  
⑫住所3(漢字)  
都・道  
府・県  
◎都道府県名の次から  
記入してください。

○銀行・郵便局等を変更したい場合 (登録している公金受取口座を利用します: )

金融機関郵便貯銀行の支店等(除く)郵便貯金銀行の支店等は郵便局  
機  
関  
等

金融機関郵便貯銀行の支店等(除く)郵便貯金銀行の支店等は郵便局  
機  
関  
等  
フリガナ  
金融機関名  
銀行・金庫  
農協・漁協・信組  
本店・支店  
支所  
⑨預金の種類  
1普通  
3当座  
⑩口座番号(右ヅメ)  
◎口座番号が7桁未満の場  
合は右に詰めて記入して  
ください。  
⑪金融機関コード | 店舗コード  
※   
フリガナ  
郵便貯金銀行の  
支店等又は郵便局  
都・道  
府・県  
市・郡  
区  
⑫預金通帳の  
記号番号  
口座番号(右ヅメ)  
◎番号が8桁未満の場合は  
右に詰めて記入してくだ  
さい。  
⑬郵便局コード  
※

○氏名を変更した場合 (戸籍謄本または戸籍抄本を添付してください。)

氏  
名

⑭変更後氏名(カタカナ): 姓と名の間は1字あけてください。  
⑮変更後氏名(漢字): 姓と名の間は1字あけてください。  
変更前の氏名  
フリガナ  
(漢字)  
氏名の変更年月日  
氏名の変更理由  
年 月 日

○個人番号を登録・変更する場合

個人番号  
届出人(受給権者)の  
電話番号  
市外局番 市内局番 番号 (自宅呼出) (勤務先)  
郵便番号 ( )-( )-( )  
フリガナ

上記のとおり住所・氏名を変更した  
払渡金融機関等を変更したい  
個人番号を登録・変更したい  
公金受取口座に変更したい  
ので届出ます。

住所 (方)

フリガナ

年 月 日 氏名

□本件手続を裏面に記載の社会保険労務士に委託します。

労働基準監督署長 殿

※ 検印  
署長 副署長 課長 係長 係  
年月日 年月日

※印の欄は記入しないでください。(職員が記入します)

◎裏面の注意事項を読んでから記入してください。

0	5	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
1	6	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ		リ	ン
2	7	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ル	°
3	8	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ		レ	°
4	9	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ	一

[注意]

- 1  で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読取りを行うので、この用紙は汚したり、必要以上に強く折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には当該事項を○で囲み(ただし、④及び⑨欄については該当する番号を記入枠に記入すること。)、※印のついた欄又は記入枠には記載しないこと。
- 3 記入枠の部分は、必ず、黒色のボールペンを使用し、右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明りように記載すること。
- 4 住所を変更した場合であって、個人番号が未提出であるときには、住民票の写しを添えて提出すること。
- 5 金融機関又は郵便局を変更したい場合には、年金の払渡しを金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)から受けることを希望する者は「金融機関名」欄、⑨欄及び⑩欄に、年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望する者は「郵便局名」欄及び⑫欄にそれぞれ記載すること。  
 なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であって振込によらないときは、「預金通帳の記号番号」欄は記載する必要はないこと。  
 また、年金の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、「登録している公金受取口座を利用します: 」のにレ点を記入すること。  
 その際、口座情報の記載や通帳の写しの添付等は必要がないこと。
- 6 氏名を変更した場合には、戸籍謄本または戸籍抄本を添えて提出すること。
- 7 届出人の住所・氏名欄には、受給権者本人の住所・氏名を記載すること。
- 8 この変更届は、所轄労働基準監督署長に提出すること。また、届出人の住所を管轄する労働基準監督署長を経由して提出しても差し支えないこと。
- 9 「個人番号」欄については、届出人(受給権者)の個人番号を記載すること。
- 10 本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「届出人(受給権者)の氏名」欄の下のにレ点を記入すること。 **A**

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏名	電話番号